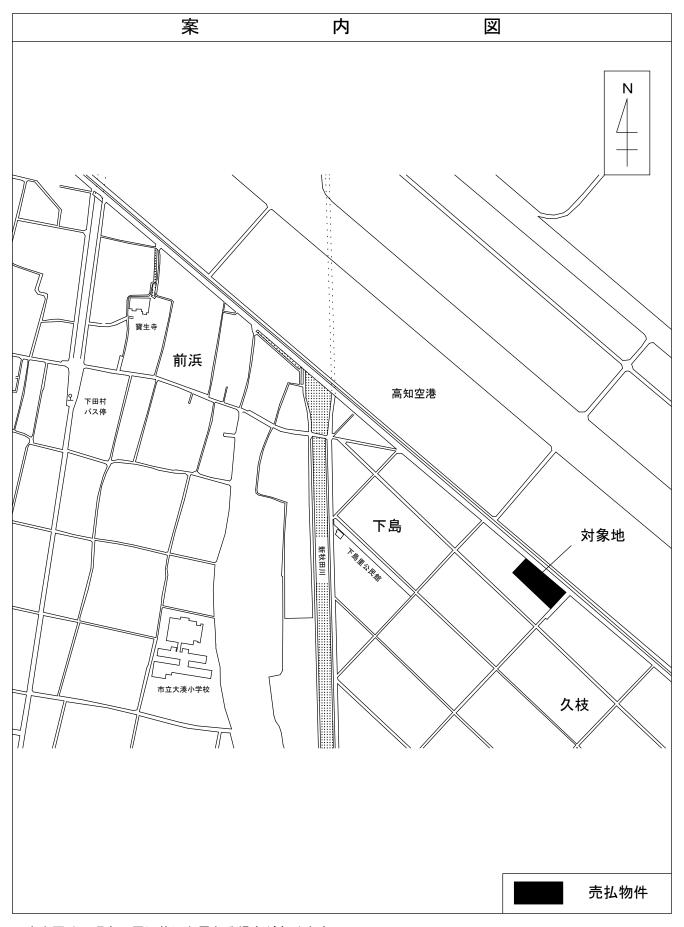
物件番号 1402

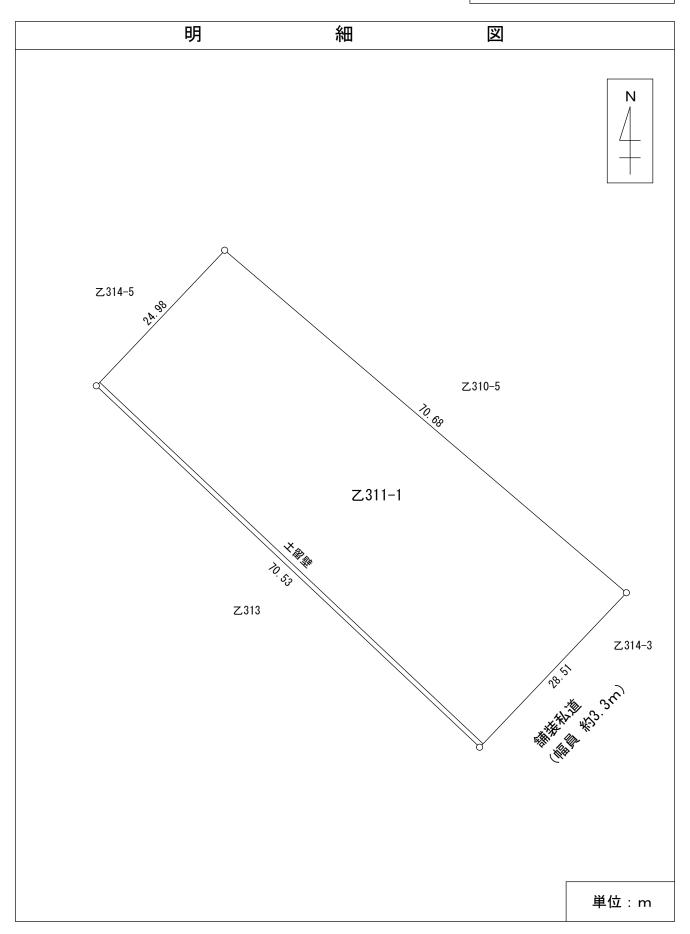
所	在地	高知	県南	国市	5人枝字	開田Z	2311番	<u>†</u> 1						
住居表示		<u> </u>												
現	況 地 目	計	種地		1, 887. 49 m ²							工作物	一式	
及(び面積等											立木竹	_	
	I+#		乙311番1								I			
笠 ま 記載	声话 地	.目 3	雑種地											
<u>БО</u> Х	数 数		,887m [*]		<u>企士</u> ソナエハ ン			5 D 4/2	1 2 2		/>+ h *	±□ ⊅ \		
接市	面道路	南東側			舗装私道		4	临 貝約	3.3 m		(法外道	⊒ 路)		
$\widehat{\sigma}$	状況													
	I	 	街化調整	タマド										
法令に基づく	建建		地域		<u>*</u> 錠なし									
	建築基準法	地域	・地区		定なし									
		+ │ 建 i	蔽 率		0%									
		型 容 ラ	積率		200%									
		11112	制限 〈指定		<u>定なし</u> 定なし									
く制	そ					戈及び 特		制法領	12条					
限	の	津波隊	航空法第49条 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項 都市計画法第29条、第43条 南国市土地開発適正化条例第5条 都市再生特別措置法第88条又は第108条											
T1 \34	他					第5条	都市冉生	特別指	音置法第88	3条又は第1	08条			
	の負担				負担の内容									
し民] 9 る事	頁 道路	俊退 #	無 負	負担の内容						1 t/u	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	± 10	
供給	3処理	供給処理	施設	配管	記管等の状況		施 設 整 備 状 況			施 設 整 備 の 特別負担の有無				
12 \ 40	1 /2 /1	電	電 気 接面道路配線 無			下記参考事項欄のとおり					未定			
			公営水道 接面道路配管 無			下記参考事項欄のとおり					未定			
施設	の概要						未定					未定		
÷,	★ 1% 日日						未定					未定		
父江	通機関		-	高知空港の 南方 約2.1km 徒歩26分										
公共施設		/\ ,	バ ス とさでん交通/ 南国市役所			ス 下田村バス停の 東方 約0.7km 徒歩9分 日章小学校					 香南中学校			
		\\\\					口车小子伙					自用个于仅		
	別紙(次貝) 7	を参照	して	ください。									
参														
9														
考														
事														
項														
L.,	 +/m //+ = ∓ =	+1	l	√ Т » ТГ	- /4 A JUT # -	- 1m10 -		サンタル	17407	必ずる対象	±= +/ - " - ±	⇔ (= + \) \	_	

- ◎本物件は、現状有姿による売払いです。
- ◎接面道路は南国市の管理する道路ではないため、利用については、土地所有者までお問合せください。
- ◎前頁の接面道路の他、北東側水路(乙310番5)の北側に市道場周南線があります。同道路が建築基準法上の道路であるかどうかについては、確定的な資料が存しないため、土地利用計画を立てる際には南国市都市
- の道路であるかどっかについては、確定的な貧料が存しないため、土地利用計画を立てる際には南国市都市 整備課と協議が必要です。
- ◎本地は高知空港の制限表面区域に存するため、航空法第49条による高さ制限に該当する地域です。本地に 建造物、植物その他の物件を設置する場合は、高さ制限の確認が必要になります。(問い合わせ先:大阪航 空局高知空港事務所)
- ◎本地は、宅地造成等工事規制区域に指定されており、一定規模以上の盛土・切土等を行う場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条の許可が必要です。(問い合わせ先:高知県土木部都市計画課)
- ◎本地は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域に指定されています。(問い合わせ先:高知県危機管理部南海トラフ地震対策課)
- ◎本地は市街化調整区域に存するため、開発行為又は建物の新築等については、都市計画法第29条又は第43条による許可、場合によっては南国市土地開発適正化条例第5条の届出が必要です。(問い合わせ先:南国市都市整備課)
- ◎本地は居住誘導区域外、都市機能誘導区域外に存するため、一定規模の開発行為等や都市機能誘導施設の 建築等を行う場合には、都市再生特別措置法第88条又は第108条の届出が必要です。(問い合わせ先:南国 市都市整備課)
- ◎敷地付近は引き込み可能な電気配線が整備されていないため、電気の供給の可否については、四国電力送 配電株式会社と協議が必要です。
- ◎敷地付近は公営水道が整備されていないため、給水の可否については、南国市上下水道局と協議が必要です。
- ◎工作物一式の内訳は諸標です。
- ◎本地の北方至近に高知空港があります。
- ◎本地を含む周辺地域は、南国市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されております。詳細については、南国市危機管理課にご照会ください。
- ◎「接面道路の状況」欄の「法」とは、「建築基準法」を指しています。



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

物件番号 1402



高知県南国市久枝字開田乙311番1

物件番号 1402

